

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

事業報告書に準じる。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等—該当する債権の保有はなし。
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの—該当する債権の保有はなし。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品—平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

該当する物件はない。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金—…広島県民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業に加入している職員に係る掛金納付額のうち、法人負担額の相当する金額を計上している。
- ・賞与引当金—…現在計上なし。

3. 重要な会計方針の変更

特に記載すべき変更はなし。

4. 法人で採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度

全常勤職員及び6時間以上勤務の非常勤職員について、独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

(2) 民間退職共済制度

全常勤職員について、広島県社会福祉協議会の実施する民間社会福祉事業従事者互助会退職手当資金交付事業に加入している。

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 拠点区分の計算書類は各号の第4様式

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容(別紙3(⑩)、別紙3(⑪))

あんずの家拠点(社会福祉事業)

「本部」

「あんずの家」

「相談支援センターあんず」

「グループホームしらさぎ」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	49,004,288	-	-	49,004,288
建物	56,579,024	93,729,000	4,847,245	145,460,779
定期預金	3,000,000	-	-	3,000,000
投資有価証券	-	-	-	-
合計	108,583,312	93,729,000	4,847,245	197,465,067

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

グループホームしらさぎ建物

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(基本財産)	222,367,800	76,907,021	145,460,779
構築物	3,385,450	2,993,641	391,809
機械及び装置	617,400	617,399	1
車輛運搬具	23,556,192	22,022,986	1,533,206
器具及び備品	20,416,331	13,470,828	6,945,503
合計	270,343,173	116,011,875	154,331,298

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは譲渡が行われた場合にはその旨及び概要

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・グループホームしらさぎの建物を基本財産に計上した。
- ・グループホームしらさぎで使用している入浴装置をリース資産として計上した。
- ・サービス区分あんずの家において、修繕費積立資産1,500,000円、設備等整備積立資産2,000,000円を計上した。

